

人権侵害と差別助長のおそれ大きい「国民の安全・安心のための 不法滞在者ゼロプラン」の撤回を求める会長声明

1 2025年（令和7年）5月23日、出入国在留管理庁は、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「安心・安全のためのゼロプラン」ともいう。）を発表した。出入国在留管理庁によれば同プランは、「昨今、ルールを守らない外国人に係る報道がなされるなど国民の間で不安が高まっている状況を受け、そのような外国人の速やかな送還が強く求められていたところ、法務大臣から、法務大臣政務官に対し、誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返している者を含め、ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるための対応策をまとめるよう指示があ」って、立案されたものである。

2 「安心・安全のためのゼロプラン」は、出入国在留管理庁が退去強制の対象とした外国人の早期退去を目指すものであるが、出入国在留管理庁が難民に該当しないとされた者がその後の訴訟で難民と認定されるケースが相次いでいるⁱ。同プランの推進は、難民を迫害の危険のある国に送還してはならないという「ノン・ルフールマンの原則」（難民条約33条1項、拷問等禁止条約3条1項、自由権規約7条、9条、10条及び13条）に反する事態を招き、人権侵害をもたらすおそれ大きい。

また、退去強制の対象とされたが家族が日本で暮らしているなど日本を離れることができない事情を抱えた人たちにとって、「安心・安全のためのゼロプラン」は、家族が保護を受ける権利（自由権規約32条1項）や親子が分離されない権利（子どもの権利条約9条1項）などの人権条約上の権利の侵害に直結しかねない脅威である。

3 そもそも、退去強制の対象になった事情は様々であり、国民の安心・安全とは無関係な人たちも含まれるし、上述のとおり退去強制により人権条約上の問題が生じる場合もある。非正規滞在者であるという一点を捉えて「不法滞在者」とカテゴライズして画一的に日本社会から排除すべきとするのは差別であり、許されない。

また、「ルールを守らない」「守れない」場合があるのは外国人だけではない。ことさら外国人についてのみ「ルールを守らない」などと政府機関が焦点を当てて排除の対象とすることは、国籍や移民としての地位に基づく区別的取扱いは正当な目的のための比例的なものでなければならないとする国際人権法の一般的な原則に反し（人種差別撤廃委員会の一般的勧告30、パラグラフ4参照）外国人に対する偏見や差別を誘発しかねない点で、国の機関が差別を助長し煽動することを認めないとする人種差別撤廃条約4条cに抵触するおそれすらある。

4 以上の理由により、当会は、法務大臣及び出入国在留管理庁に対して、「安心・安全のためのゼロプラン」を直ちに撤回することを求める。

2025年（令和7年）7月24日

京都弁護士会

会長 池上 哲朗

i たとえば、2023年（令和5年）3月15日大阪地方裁判所判決、2023年（令和5年）12月7日東京高等裁判所判決、2024年（令和6年）1月25日名古屋高等裁判所判決、2025年（令和7年）2月27日大阪高等裁判所判決など。